

裾野市地域公共交通活性化協議会事務局規程 改正案

(趣旨)

第1条 この規程は、裾野市地域公共交通活性化協議会要綱第11条の規定に基づき、裾野市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)協議会の会議に関すること。
- (2)協議会の資料作成に関すること。
- (3)協議会の庶務に関すること。
- (4)前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局員は、裾野市の職員をもって充てる。

- 2 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長は企画政策課長みらい政策課長をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1)事務局の運営に関すること。
- (2)物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3)物品及び現金の出納に関すること。
- (4)前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、事務局が取り扱う。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印は事務局が保管し、取扱い等については、協議会の承認を受けて取り扱う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、制定の日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年2月2日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (mm)	用途	個数	管理者
裾野市公共交通活性化協議 会長印	裾野市地域公共交通活性化 協議会長印	てん書	正 方 形 21	会長名を もって発 する文書	1	事務局長